平成２２年（フ）第１２２０号
東京都板橋区高島平７丁目６―10―303
債務者　上野　義治
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２１号
静岡県伊豆の国市吉田606―１―３
債務者　吉田真由美（旧姓出井）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２５号
東京都中野区東中野５丁目30―９―209
債務者　小林　優憲
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２６号
埼玉県春日部市緑町６丁目14―７―304
債務者　八壽八　聡
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３２号
埼玉県入間市大字扇町屋1226―２―６―605
債務者　石井　彩子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３３号
広島県呉市両城２丁目６―５
債務者　奥　　寛二
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３４号
広島県呉市両城２丁目６―５
債務者　奥　ひとみ（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４９号
神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目18―９―206
債務者　穴見　達也
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５０号
神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目18―９―206
債務者　穴見美由紀（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５１号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘２丁目15―２―402
債務者　飯塚　悦子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５７号
福岡県福岡市東区筥松３丁目19―50―507
債務者　田島　小巻（旧姓赤星）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６８号
東京都板橋区高島平９丁目５―７―202
債務者　猪俣　　茂
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６９号
東京都板橋区高島平９丁目５―７―202
債務者　猪俣　直美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３７８号
千葉県市川市香取１丁目15―２　第３榎本ハイム103
債務者　時岡　好正
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０１号
愛知県岡崎市竜美中２丁目３―16―３―503
債務者　宮田ちひろ（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０２号
青森県南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字小谷80―４
債務者　東海　勇一
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部